

処理基本計画に盛り込むべき主な内容について

1. 経緯

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）の施行後、国は日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用してポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力を得て、平成 16 年の北九州事業を始め、豊田事業（平成 17 年）、東京事業（平成 17 年）、大阪事業（平成 18 年）、北海道事業（平成 20 年）による処理が始まった。

JESCOによる処理は、平成 24 年度末時点で高圧トランス等 56%、高圧コンデンサ等 44%が完了し、また、安定器等・汚染物の処理も平成 21 年に北九州事業、平成 25 年に北海道事業で開始された。しかしながら、世界でも類を見ない規模での化学処理による PCB 廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等の処理開始後に必要性が明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成 28 年 3 月までの事業の完了が困難な状況となっている。

一方、特別措置法施行後の平成 14 年、PCB を使用していないとされるトランスやコンデンサから、微量の PCB が検出されるものがあることが判明した。環境省における焼却実証試験の結果を踏まえ、平成 21 年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の無害化処理認定制度を活用して処理体制を確保する取組が始まり、平成 22 年から処理が始まった。

我が国において、PCB 廃棄物は、過去約 30 年間処理されず保管を余儀なくされたが、これまでの取組により、特別措置法の制定以降大きく処理が進んだと言える。しかし、PCB の処理完了に向けては、まだ道半ばである。

今後、1 日も早い処理完了に向け、関係者が確固たる意思をもって、それぞれの責務を果たさなければならない。具体的には、保管事業者は、平成 39 年 3 月 31 日までに自ら処理を行うか、他人に処理を委託しなければならないが、PCB を使用した機器が廃棄物になったものについては、我が国における過去約 40 年間の取組の結果、処理施設が JESCO の処理施設のみであることから、同社の操業期間中に確実に処理委託がなされるよう、関係機関が連携して取り組まなければならない。

2. PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

(1) 高圧トランス・コンデンサ等

	発生量	処分量	保管量
平成24年度まで	-	高圧トランス等 9,965台 高圧コンデンサ等 146,233台	高圧トランス等 約7,100台 高圧コンデンサ等 約156,000台
平成25年度以降	高圧トランス等 約700台 高圧コンデンサ等 約28,000台	高圧トランス等 約7,800台 高圧コンデンサ等 約183,000台	-

本表に示す処理対象量以外に、特別措置法の届出義務があるにも関わらず届出を行っていない事業者が存在すると考えられる。特別措置法に基づく届出を行っていない保管事業者が、確実に届出を行うよう関係機関が連携して周知徹底することが重要である。

また、一部に使用中の機器が存在するが、現行ではPCB廃棄物を処理できる処理施設が、JESCOの拠点的広域処理施設しかないことを踏まえ、使用中の機器を有する事業者に対しても計画的な処理が必要である旨、周知徹底することが重要である。

(2) 安定器等・汚染物

安定器等・汚染物について、平成24年度までに処理されたのは936トンである。特別措置法第8条に基づき届け出られた情報により推計すると、平成25年度以降の処理対象量は、約11,000トンとなる。

(3) 微量PCB汚染廃電気機器等

微量のPCBに汚染された電気機器等(以下「PCB汚染廃電気機器等」という。)は、使用中のものを含め、柱上トランス以外の電気機器が約120万台、柱上トランスが約146万台、OFケーブルが約1,400km存在すると推計されている。

3. J E S C Oに関する処理体制

日本全体のP C Bを1日でも早期に処理するため、国、都道府県市、J E S C O等の関係機関の協力の下、これまでに整備されたJ E S C Oの拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築し、今後も安全操業を第一としつつ、計画的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいくこととする。

具体的には、次の表に掲げるとおり、拠点的広域処理施設における処理対象物を定めるものとする。

高圧トランス・コンデンサ等について、各事業所において円滑に処理を行うことが困難な処理対象物については、他の事業所の処理能力を活用することで1日も早い円滑な処理が可能となる。このため、各事業所における設備の改造に加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。

また、安定器等・汚染物については、北九州事業及び北海道事業の2カ所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器等・汚染物（大阪事業、豊田事業及び東京事業において処理可能な物を除く。）の処理を行うこととする。

これらにより、全国に保管等されている高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処理を計画的に進めることが可能な処理体制が整備されることとなる。この体制においては、保管事業者がJ E S C Oに対し処理委託を行う期限として、計画的処理完了期限を設定する。

事業名 (実施 場所)	処理対象	事業対象地 域	事業対象地域以 外に保管されて いる処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処 理完了期 限	事業終了準 備期間
北九州 (福岡 県北九 州市若 松区響 町1丁 目)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	A地域	C地域の車載ト ランスの一部、D 地域のコンデン サの一部	1.5 トン /日 (P C B分解 量)	平成 31 年3月31 日	平成 31 年 4月1日か ら 34 年3 月 31 日ま で
	安定器 等・汚染 物	A地域、B地 域及びC地 域(大阪事業 及び豊田事 業における 処理対象物 を除く。)		10.4トン (安定器 等・汚染 物量)	平成 34 年3月31 日	平成 34 年 4月1日か ら 36 年3 月 31 日ま で
大阪 (大阪 府大阪 市此花 区北港 白津2 丁目)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	B地域	C地域の車載ト ランスの一部及 び特殊コンデン サの一部、E地域 の特殊コンデン サの一部	2.0 トン /日 (P C B分解 量)	平成 34 年3月31 日	平成 34 年 4月1日か ら 37 年3 月 31 日ま で
	安定器 等・汚染 物	B地域(小型 電気機器の 一部に限 る。)			平成 34 年3月31 日	平成 34 年 4月1日か ら 37 年3 月 31 日ま で
豊田 (愛知 県豊田 市細谷 町3丁 目)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	C地域	B地域のポリブ ロピレン等を使 用したコンデン サの一部	1.6 トン /日 (P C B分解 量)	平成 35 年3月31 日	平成 35 年 4月1日か ら 38 年3 月 31 日ま で
	安定器 等・汚染 物	C地域(小型 電気機器の 一部に限 る。)			平成 35 年3月31 日	平成 35 年 4月1日か ら 38 年3 月 31 日ま で

東京 (東京都江東区青海3丁目地先)	高圧トランス・コンデンサ等	D地域	C地域の車載トランスの一部、E地域の大型トランスの一部	2.0トン/日(P C B分解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から38年3月31日まで
	安定器等・汚染物	D地域(小型電気機器の一部に限る。)	北九州事業所及び大阪事業所から発生する廃粉末活性炭		平成35年3月31日	平成35年4月1日から38年3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市仲町)	高圧トランス・コンデンサ等	E地域		1.8トン/日(P C B分解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から38年3月31日まで
	安定器等・汚染物	D地域及びE地域(東京事業における処理対象物を除く。)		12.2トン(安定器等・汚染物量)	平成36年3月31日	平成36年4月1日から38年3月31日まで

備考：

1. 事業対象地域については以下のとおり。

A 地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B 地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C 地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D 地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E 地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

2. 「計画的処理完了期限」とは、原則として、保管事業者がJESCOに処理委託を行うことが必要な期限である。

3. 「事業終了準備期間」とは、今後新たに発生する廃棄物の処理や、処理に手間がかかる機器の存在等を勘案するとともに、事業終了のための準備を行うことを勘案して設定した期間である。

4. 各主体の役割・取組として盛り込むべき内容

(1) 国の役割・取組

J E S C Oが行う拠点的広域処理施設の保守点検に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保する。

都道府県市と連携し、P C B 廃棄物の処理が1日でも早く完了するよう保管事業者及び使用中の機器を有する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知する。また、都道府県市と連携して、使用中の機器やP C B 廃棄物の把握に努めるとともに、処理の時期の確認を行う。さらに、計画的処理完了期限までにJ E S C Oへの処理委託が行われるよう必要な措置を講じる。

地元地方公共団体が、我が国及び世界の環境問題であるP C B 廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、国は、このような地元地域の重要な貢献を認識し、可能な措置を講ずることが重要である。

(2) 地方公共団体の役割・取組

掘り起こし調査等を行った上で、管内における未処理の機器やP C B 廃棄物を網羅的に把握する。このため、事業者に対して機器の保有状況を確認するとともに、事業者団体等を通じて情報収集に努める。

国、J E S C O、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表の掲載事業者に対し、処理の時期を確認する。さらに計画的処理完了期限までにJ E S C Oへの処理委託が確実に行われるよう必要な指導等を行う。

使用中の機器についても将来処理が必要となることを踏まえ、経済産業省とも連絡調整し対応するものとする。

P C B 廃棄物処理に対する融資制度などの先進的な事例を踏まえ、処理促進に資する措置を講じるよう努める。

地元地方公共団体が、我が国及び世界の環境問題であるP C B 廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、都道府県市は、このような地元地域の重要な貢献を認識し、可能な措置を講ずることが重要である。

(3) J E S C Oの役割・取組

J E S C Oは、その拠点的広域処理施設において、安全を第一として適正かつ確実な処理を行うこととする。

具体的には、周辺環境に影響を及ぼさないよう必要な対策を確実に行うとともに、作業者の安全確保に取り組むこととする。

また、今後は特に設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことが重要である。このため、日常点検及び年1回の定期点検を確実に行うとともに、部品や設備が計画的に更新されるよう各事業ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実にやっていくこととする。

さらに、日常的に工程改善等の処理促進に取り組むとともに、手間がかかる機器を安全かつ確実に処理するための技術的な検討等に努めるものとする。

また、処理費用の負担能力が低い保管事業者でも円滑に処理委託ができるよう、分割して処理費用を支払うための仕組みを整える。一方で、計画的な処理委託を行わない者に対しては、処理料金が上がることを早期に告知する等により計画的な処理委託を促進することを検討する。

これらの取組により、J E S C Oは、計画的かつ着実な処理を行った上で、可能な限り速やかに事業終了のための準備に取り組むものとする。

(4) 保管事業者の役割・取組

保管事業者は、自ら処分を行う場合を除き、J E S C Oの各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行う必要がある。P C Bを含む機器を使用している事業者についても、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づき、また、平成37年までの使用の全廃を規定するストックホルム条約を踏まえ、自ら処理を行わない場合は、J E S C Oの各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要である。

保管事業者は、適正な保管及び計画的な処分を行うことに責務がある。この責務が確実に行われるよう事業者団体等は、行政が行う保管事業者への指導や普及啓発に協力することが必要である。

5 . 微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理

微量 P C B 汚染廃電気機器等については、電力会社が柱上トランスに関する自社処理施設を整備し処理を行ってきたことに加え、平成 21 年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度による処理体制の確保が行われてきた。今後は、これらの取組に加え、廃棄物処理法に基づく都道府県市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可も活用しながら処理体制を確保することとする。

国は、微量 P C B 汚染廃電気機器等について、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定を円滑に行うことを通じて、処理体制の確保に努めることとする。また、微量 P C B 汚染廃電気機器等については、その処理台数や量が膨大であること及び P C B の濃度が一般に相当程度低いことを踏まえ、その処理がさらに合理的に進むよう技術的な検討を行うことが必要である。この検討においては、使用されている電気機器の無害化の枠組み構築についても検討するものとする。